

神戸町耐震改修促進計画

平成20年 3月 策 定

令和 8年 4月 最終改定

目 次

はじめに	
1 計画策定の経緯	1
2 岐阜県災害対策検証委員会の提言と計画改定の方針	2
第1 想定される地震の規模、想定される被害状況	
1 想定される地震の規模	3
2 人的被害の想定	3
3 建物被害の想定	4
第2 建築物の耐震化に係る目標	
1 建築物の耐震化の現状	5
（1）住宅の耐震化の現状	
（2）特定建築物の耐震化の現状	6
2 建築物の耐震化の目標	8
3 公共施設の耐震化の現状	11
（1）町有施設における耐震化	
第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針	
1 耐震化の課題	12
2 役割分担の考え方	12
（1）町民・事業者の役割	
（2）町・県の役割	
3 実施する事業の方針	13
（1）事業の考え方	
（2）実施する事業	
4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方	13
（1）重点的に耐震化を図る地域	
（2）重点的に耐震化を図る建築物	
5 「命」を守るための多様な取組みの推進	14
第4 建築物の耐震化を促進する施策	
1 安心して耐震化が行える環境整備	15
（1）神戸町建築物等耐震化促進計画	
（2）町内会等との連携	
2 耐震化に関する啓発及び知識の普及	17
（1）相談体制の整備	
（2）情報提供の充実	
3 地震時の建築物の総合的な安全対策	18
（1）地震時の建築物の総合的な安全対策	
第5 指導・勧告又は命令等に関する事項	
1 所管行政庁との連携	19
第6 建築物の耐震化の促進化に関する事項	
1 計画の推進体制	19

はじめに

1 計画策定の経緯と本計画の位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐促法」という。）第6条第1項の規定に基づき、町内区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、平成20年3月に「神戸町耐震改修促進計画」として策定した。

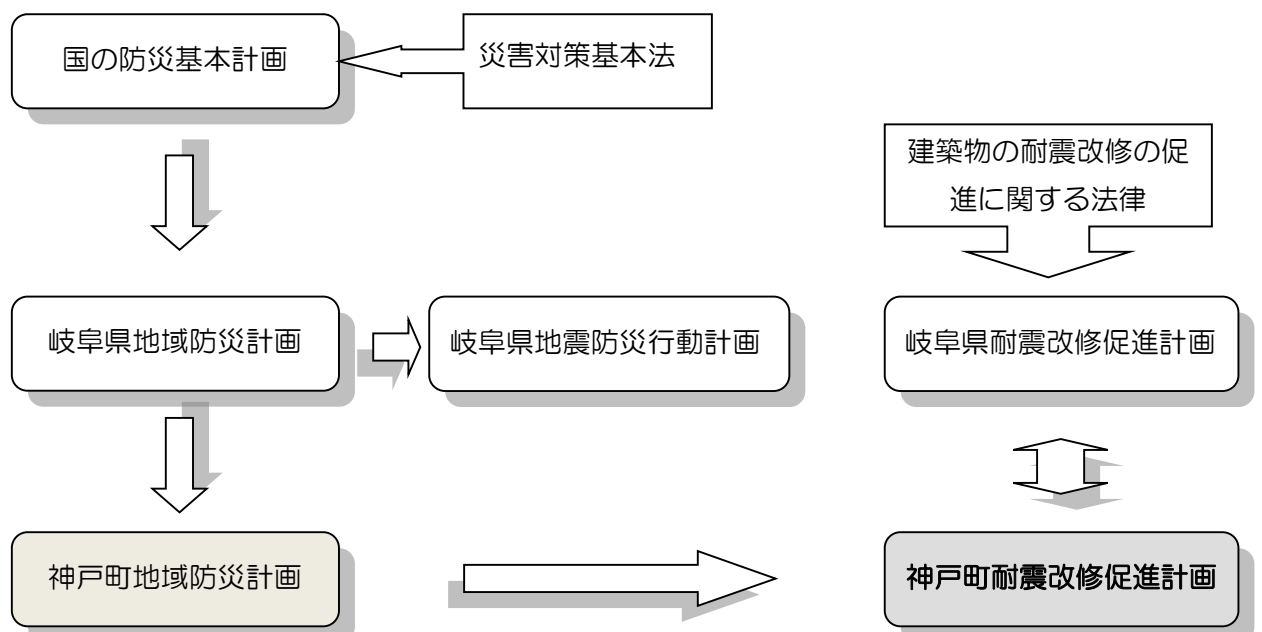
耐震改修等の具体的な取組みのあり方については、国が平成18年1月に「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を策定したことにより、建築物の耐震改修等に関する基本的な方針が明確に示されている。

本計画は、平成20年3月の策定後、法の改正や地震災害による新たな課題への対応等を踏まえ、平成24年4月、平成29年4月、令和3年4月と改定し現在に至る。令和7年度までの5年間の計画期間を終えたが、引き続き耐震改修の促進を行う必要があるため、新たに計画期間を令和8年度から令和12年度までの5年間とする改定を行い、国及び岐阜県の基本的な方針を踏まえた耐震改修の促進を進める。

本町では、これらの法的根拠に基づき、国及び県との連携を密にし、地域の実態に応じた建築物の耐震化の促進に関する施策を立案し、本町の建築物の耐震改修等の促進化を着実に推進するための指針となる計画として位置付けている。

また、処理すべき事務等について広く定めた国の「防災基本計画」に基づく「神戸町地域防災計画」を踏まえ、地震防災対策を進めており、地震防災の予防効果による減災対策の一環として「神戸町耐震改修促進計画」の推進が掲げられている。

【神戸町における防災対策体系図】



2 岐阜県震災対策検証委員会の提言と計画改定の方針

平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」という。）」では、現行基準に適合する建築物での揺れによる大きな被害がさほど見られず、過去に発生した地震による経験を活かした建築物の地震対策が有効であったと考えられるとともに、これまで以上に耐震化の推進が重要な課題であることが確認された。

岐阜県では、東日本大震災により明らかになった震災対策の現状と課題を洗い出し、岐阜県で大規模震災が発生した場合に教訓とすべき事項を検証することを目的に、県内外の各界有識者から成る「岐阜県震災対策検証委員会」を組織した。専門性の高い項目の検証では分科会を設置の上、防災体制・防災対策の総点検を行い、建築物の耐震化については、「耐震化分科会」が設置され検証・検討が行われた。

耐震化分科会では、これまでの取組みには一定の評価を与えつつ、建築物の更なる耐震化促進に向けた取組みの強化や、耐震化を最終目標とした「命を守るための多様な取組の推進」などについて検討が行われ、平成23年7月31日にとりまとめられた「岐阜県震災対策検証委員会報告書」において、建築物の耐震化に関し、以下の7項目の提言がなされた。

本計画は、岐阜県震災対策検証委員会からの提言を踏まえ、建築物の更なる耐震化促進に向けた所要の見直しを行なったものである。

岐阜県震災対策検証委員会からの提言（建築物の耐震化に関する項目のみ抜粋）

- | | |
|----------------------------|--------------|
| ①防災拠点施設等の耐震化 | 【市町村・建物所有者】 |
| ②緊急輸送道路沿道の特定建築物への取組みの強化 | 【市町村・建築関係団体】 |
| ③耐震化の普及啓発における内容の充実と手法の見直し | 【市町村・建築関係団体】 |
| ④耐震化に関する補助制度の見直し | 【市町村】 |
| ⑤不特定多数が利用する民間特定建築物への取組みの強化 | 【市町村・建築関係団体】 |
| ⑥宅地被害の周知 | 【市町村・建築関係団体】 |
| ⑦「命」を守るための多様な取組みの推進 | 【市町村】 |

※【 】は特に連携を図るべき事業主体

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

以下の被害想定は、平成23年度から平成24年度にかけて岐阜県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」並びに平成29年度から30年度にかけて実施した「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査」に基づくものである。

1 想定される地震の規模

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約100本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に1891年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード8.0）であり、県内だけでも5,000人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。

以下の被害想定は、平成23年度から平成24年度にかけて岐阜県が実施した「岐阜県南海トラフ巨大地震等被害想定調査」を踏まえ、表1-1のとおり岐阜県内において特に大きな被害をもたらすと見られる南海トラフ巨大地震や養老―桑名―四日市断層帯地震及び主要な3つの活断層による内陸直下型地震（阿寺断層系地震、跡津川断層地震、高山・大原断層帯地震）を想定される地震としている。

表1-1では、南海トラフ巨大地震が発生した場合、神戸町内での最大震度は6弱と想定されている。養老―桑名―四日市断層帯地震では、最大震度は6強と想定されており、岐阜・西濃圏域において液状化が発生すると予測される。

表1-1 想定される神戸町内の地震の規模

想定地震 \ 地震の規模	震度階級	最大震度	PL値（液状化指数）※
南海トラフ巨大地震	6弱	5.89	56.17
養老―桑名―四日市断層帯地震	6強	6.49	53.94
阿寺断層系地震	5強	5.05	0.00
跡津川断層地震	5強	5.24	3.63
高山・大原断層帯地震	5強	5.08	0.15

※PL値（液状化指数） PL値>15：液状化の可能性が大 5<PL値≤15：液状化の可能性が中

2 人的被害の想定

表1-2では、神戸町での各種地震による人的被害を想定しているが、特に養老―桑名―四日市断層帯地震では、死者数が50人を、負傷者が700人を超え、避難者数は1,100人を達すると想定しており、甚大な被害が懸念される。

地震発生時間を冬の平日午後6時（火気器具の使用率が高く、乾燥・強風のため出火・延焼被害が大きくなる。）と、冬の平日午前5時（建物内人口が最も多く、建物倒壊による人的被害が大きくなる。）を想定しているが、ここでは最も人的被害の大きい冬の平日午前5時を記載する。

表 1－2 想定される神戸町の人的被害

(単位：人)

想 定 地 震	死者数	重傷者数	負傷者数	要救出者数※	避難者数
南海トラフ巨大地震	2	4	88	8	881
養老－桑名－四日市断層帯地震	67	133	628	298	4,476
阿寺断層系地震	0	0	2	0	9
跡津川断層地震	0	0	8	0	45
高山・大原断層帯地震	0	0	2	0	12

※要救出者数：倒壊した建物内に閉じ込められる人数

3 建物被害の想定

想定地震における神戸町の建物被害は表 1－3 のとおりである。焼失棟数については最も建物被害の大きい冬の平日午後 6 時（火気器具の使用率が高く、乾燥・強風のため出火・延焼被害が大きくなる。）を記載する。

(1) 建物被害

養老－桑名－四日市断層系地震の場合、岐阜県内で 6 万棟を超える建物が全壊すると予測される。県内の建物は、岐阜地域・大垣地域にその約半数が集中している。

跡津川断層地震や阿寺断層系地震においては、比較的離れた岐阜・大垣地域でも全壊建物があると予想される。これは、地域の地質・地盤等の特性による液状化危険度が高いことに起因する。

(2) 地震火災

阿寺断層系地震、跡津川断層地震、高山・大原断層帯地震については 100 件程度と予測される。断層近傍で多くの出火件数並びに炎上出火※が予測されているが、岐阜・大垣地域では、人口集中地区のため、想定する地震に関わらず多くの出火が予測される。

※炎上出火：初期消火できなかった出火

表 1－3 想定される神戸町の建物被害

(単位：棟)

建物被害 想定地震	建 物 被 害 (連 数)		焼 失 棟 数
	全 壊	半 壊	
南海トラフ巨大地震	155	568	1
養老－桑名－四日市断層帯地震	1,199	2,050	16
阿寺断層系地震	0	9	0
跡津川断層地震	1	42	0
高山・大原断層帯地震	0	12	0

第2 建築物の耐震化に係る目標

1 建築物の耐震化の現状

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和56年6月1日から施行され新耐震設計法が導入されたことから、これ以降に建築された建築物を「**新基準建築物**」、これより前に建築された建築物を「**旧基準建築物**」という。

「**建築物の耐震化**」とは、建築物の地震に対する安全性を確保することであり、「**耐震化されている建築物**」とは、新基準建築物、耐震診断結果により耐震性を満たす建築物及び耐震改修・建て替えにより耐震化した建築物（以下「**耐震化した建築物**」という。）である。

この「耐震化した建築物」の「建築物の全数」に対する割合を「**耐震化率**」という。

「**耐震改修**」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は敷地の整備をすることであり、このうち増築、改築を伴わない修繕若しくは模様替えを「**耐震補強**」という。

「**建て替え**」とは、耐震性が不十分な建築物を除却し、新築することをいう。

「**耐震性が確認されていない建築物**」とは旧基準建築物のうち、耐震診断を行っていないもの、耐震診断の結果耐震性が不十分であるもの及び耐震改修が行われていないもののどちらにも該当するものをいう。

（1）建築物の耐震化の現状

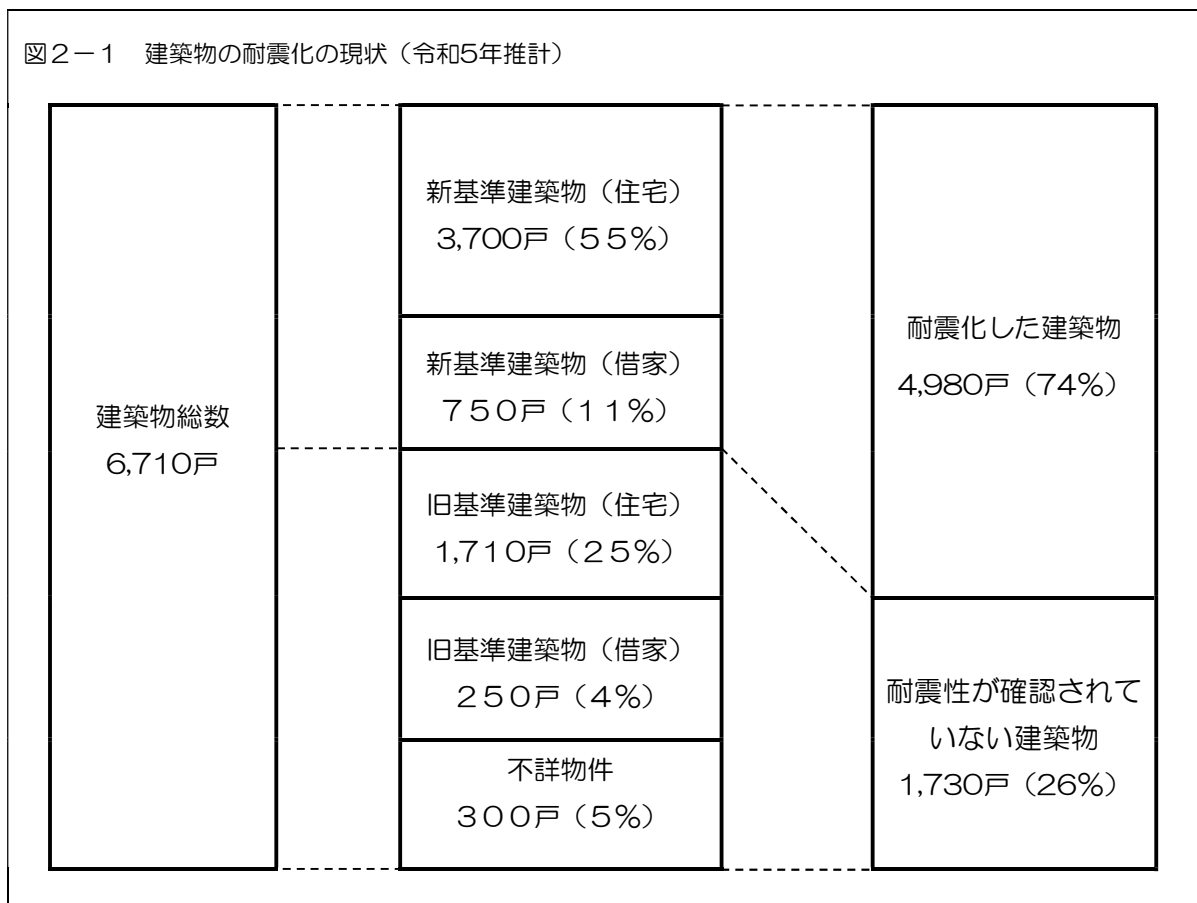
神戸市内の建築年代別建築物数は、5年ごとに行われている住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると表2-1のとおりである。

表2-1 建築年代別建築物数

（単位：戸）

年代別 建築年		H15年調査		H20年調査		H25年調査		H30年調査		R5年調査	
		戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)
旧 基 準	S45年以前	1,520	25	1,600	25	880	14	730	12	960	14
	S46年～55年	1,570	26	1,410	22	1,580	25	1,470	23	1,010	15
	計	3,090	51	3,010	47	2,460	39	2,200	35	1,970	29
新 基 準	S56年～H2年	1,120	18	1,230	19	940	15	950	15	1,160	17
	H3年～12年	1,380	23	1,250	19	1,350	21	980	16	1,080	16
	H13年～17年	410	7	680	11	650	10	640	10	540	8
	H18年～22年	—	—	220	3	410	6	690	11	470	7
	H23年～27年	—	—	—	—	290	5	440	7	450	7
	H28年～R2年	—	—	—	—	—	—	300	5	500	7
	R3～	—	—	—	—	—	—	—	—	240	4
	不詳	50	1	20	1	230	4	80	1	300	4
	計	2,960	49	3,400	53	3,870	61	4,080	65	4,740	70
合 計		6,050	100	6,410	100	6,330	100	6,280	100	6,710	100
耐震改修を行った住宅		70	1	240	4	420	7	130	2	160	2

神戸町における建築物の耐震化率の現状は住宅・土地統計調査の数値を基にすると図2-1のとおりとなる。調査によると2019年以降に耐震診断や耐震改修により耐震性が確保された建築物が530戸であるため、総数約6,710戸のうち約4,980戸（74%）が「耐震化した建築物」と推計できる。



（2）特定建築物の耐震化の現状

耐促法第6条に定める特定建築物（以下「特定建築物」という。）の用途、規模の要件は、表2-2のとおりである。

なお、特定建築物のうち耐促法第6条第1号に定める学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物を「1号特定建築物」、同条第2号に定める火薬類、石油類その他政令で定める危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を「2号特定建築物」、同条第3号に定める地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物を「3号特定建築物」という。

表2-2 特定建築物一覧

号	NO	用 途	特定建築物の規模要件
1号	1	学校 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
	3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上
2号	-	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3号	-	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物

特定建築物の神戸市内の現状は、市町村と県で令和元年度に行った特定建築物の実態調査によると、表２－３のとおりである。

表２－３ 特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

耐震化の現状 特定建築物の種類		全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震改修 実施済み D	耐震性を 満たす E	耐震化さ れている 建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
1号	防災上重要な建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等)	32	18	14	8	3	29	91%
	不特定多数の者が利用する建築物 (劇場、集会場、店舗、ホテル等)	3	2	1	0	1	3	100%
	特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅、事務所、工場等)	30	17	13	2	0	19	63%
	計	65	37	28	10	4	51	78%
2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に 供する建築物	2	2	0	0	0	2	100%
3号	地震によって倒壊した場合において 道路の通行を妨げ、多数の者の円滑 な避難を困難とする建築物	12	11	1	0	0	11	92%

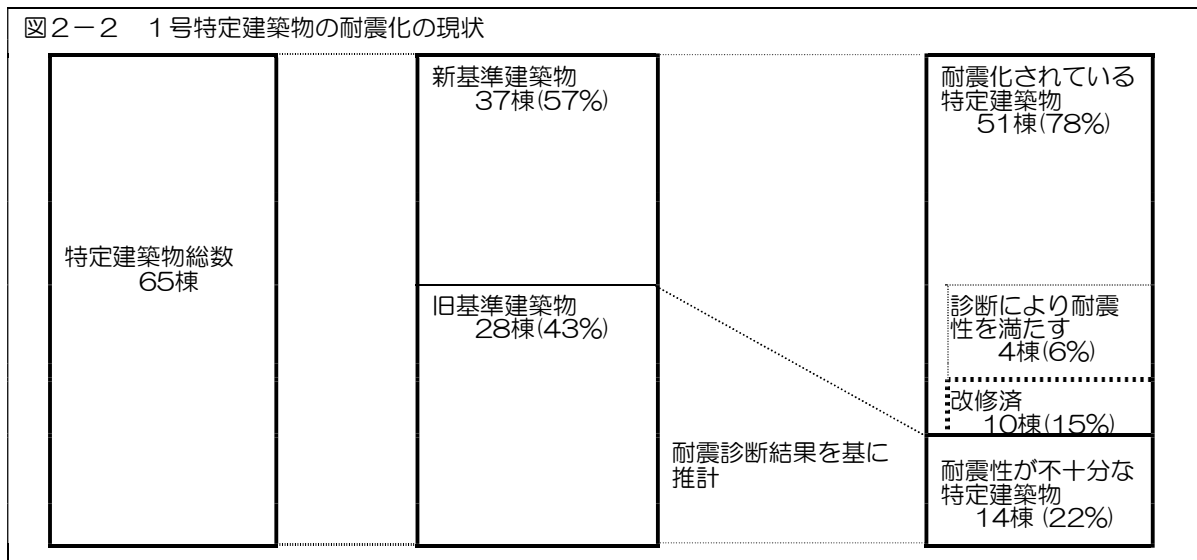
注) A～Dは実数値 Eは推計値

1号特定建築物については、「新基準建築物」が37棟(57%)、「旧基準建築物」28棟のうち、「耐震改修実施済み」が10棟(15%)、「耐震診断結果から耐震性を満たす」が4棟(6%)であることから、「耐震化されている建築物」は51棟となり、神戸市内の1号特定建築物総数65棟のうち78%が耐震化されていると推計できる。

2号特定建築物については、「新基準建築物」が2棟、「旧基準建築物」は存在しないことから、神戸市内の2号特定建築物は100%が耐震化されていると推計できる。

3号特定建築物については、「新基準建築物」が11棟(92%)、「旧基準建築物」1棟のうち、「耐震改修済みのもの」、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」とともに存在しないことから、「耐震化されている建築物」は11棟となり、神戸市内の3号特定建築物総数12棟のうち92%が耐震化されていると推計できる。

図２－２ 1号特定建築物の耐震化の現状



2 建築物の耐震化の目標

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となり、平成16年の新潟県中越地震においても人的被害は少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成23年の東日本大震災では現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を活かした建築物の地震対策が有効であったと考えられるが、令和6年に発生した能登半島地震においても、全壊・半壊を合わせて、約30,000棟もの住家被害が生じていることから、より一層の耐震化対策を講じる必要がある。

神戸市民の安全、安心を確保し、地震被害の軽減を図るためには、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を、計画的かつ効果的に推進していく。

これまでの神戸町の取り組み

町の広報を通じて木造住宅の耐震診断、耐震補強の普及啓発に取り組んできた。また、イベント等で耐震化対策の事業PRと無料相談会を実施した。

県の耐震改修促進計画（抜粋）

建築物の耐震化の目標

住宅及び特定建築物の耐震化の現状、これまでの岐阜県強靱化計画の取り組み、国の基本方針を踏まえ、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和12年度までに95%にすることを目標とする。

国の基本方針（抜粋）

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下型地震緊急対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95%にすることを目標とすることを目標とするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。（以下省略）

住宅及び特定建築物の耐震化の現状、これまでの神戸町の取り組み、県の耐震改修促進計画、国の基本方針を踏まえ、地震による被害（死者数や経済被害額等）を半減させるために、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和12年度までに95%にすることを目標とする。

耐震化率95%を達成するため、令和5年から令和12年までの間に、耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

なお、目標の達成状況等については、5年ごとに行われる住宅・土地統計調査にあわせて見直しを行う。

図2-3 耐震化の目標の考え方

		R5耐震化率	目 標	目標耐震化率
国	住 宅	87%	南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下型地震防災対策推進基本計画による目標を踏まえ設定	95%
	多数利用の建築物	85%		95%
県	住 宅	86%	国の基本方針及び岐阜県強靱化計画を踏まえ設定	95%
	多数利用の建築物	90%		95%
町	住 宅	74%	国及び県の目標を踏まえ設定	95%
	多数利用の建築物	78%		95%

図2-4 住宅・建築物の耐震化の目標（令和7年度）

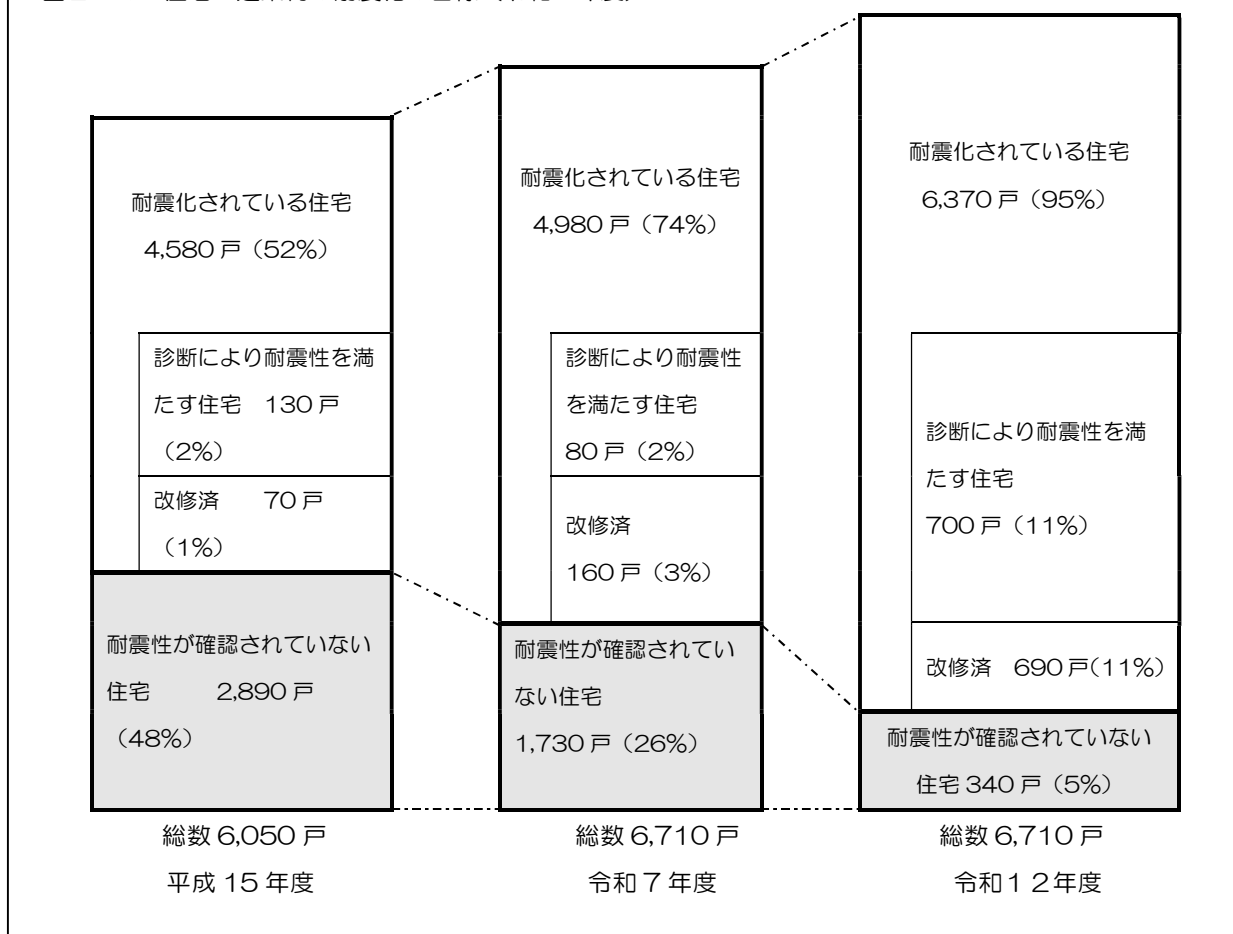
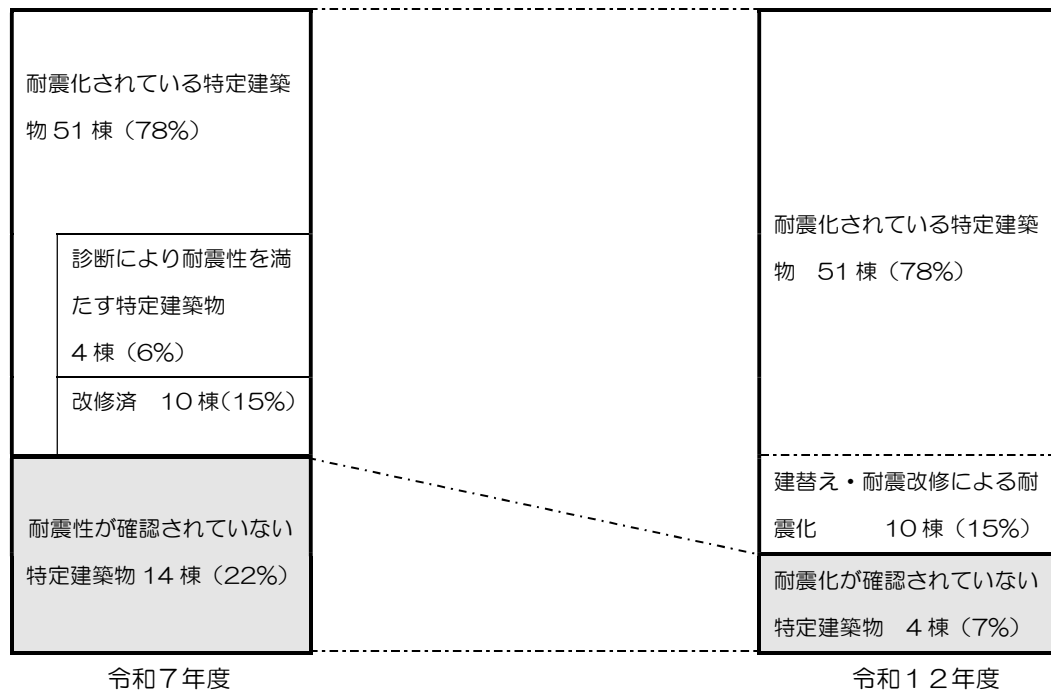


図 2-5 特定建築物の耐震化の目標（令和 12 年度）



3 公共施設の耐震化の現状

災害時に庁舎は災害対策本部、病院は医療救護活動の拠点、警察は応急活動拠点、学校は避難収容拠点となるなど、多くの公共施設が被災後の応急対策活動の拠点として活用されるため、公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全の確保、被災後の応急対策活動の拠点施設としての機能確保に繋がり、大変重要である。

また、平成23年に発生した東日本大震災では、公共施設が民間施設であるかを問わず、庁舎、警察、病院等の防災拠点施設や避難所について、津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となり、震災への対応能力が喪失したケースもあることから、これらの施設については、所有者による耐震性の早期確保が重要である。

このため、公共施設・防災拠点施設の耐震化については、建物の重要度や地震発生確率を踏まえた倒壊危険度を考慮した優先順位の見直しを行うとともに、避難所にあっては、地域での避難所の耐震化状況を考慮した優先順位の見直しを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進めることとする。

(1) 町有施設における耐震化

耐震化の現状

町有施設における特定建築物（以下「町有特定建築物」という。）の耐震化の現状については、計画的に耐震化に取り組んでおり、平成28年3月末現在の状況は、表2-4のとおりである。

表2-4 町有特定建築物の耐震化の現状

（単位：棟）

耐震化の現状 町有特定建築物の種類	全棟数	新基準	旧基準	耐震改	耐震性	耐震化さ	耐震化率
	A=B+C	建築物 B	建築物 C	修実施 済みD	を満た す E	れている 建築物 F=B+D+E	G=F/A
防災上重要な建築物 （庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等）	23	8	15	13	2	22	100%
不特定多数の者が利用する建築物 （集会場、宿泊施設、博物館等）	1	0	1	0	1	1	100%
特定多数の者が利用する建築物 （賃貸住宅、事務所等）	0	0	0	0	0	0	0%
計	24	8	16	13	3	23	100%

町有特定建築物については、「新基準建築物」が8棟（33%）、「旧基準建築物」16棟のうち、「耐震改修実施済み」が13棟（54%）、「耐震診断結果から耐震性を満たす」が3棟（13%）であることから、「耐震化されている建築物」は24棟となり、町有特定建築物総数の24棟すべてが耐震化されている。

耐震診断結果の公表

町有特定建築物については、施設を利用する神戸町民に対して耐震性の周知を行う必要があるため、耐震診断結果の公表に取り組む。

第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

1 耐震化の課題

建築物の耐震化を促進するためには、次のような課題（耐震化を阻害する要因）に対して、適切な施策を実施していく必要がある。

建築物の耐震化を促進するための課題

- ・ 建築物の耐震化を支援する補助制度を知らない。
- ・ 補強工事にお金がかかる。また、補強の効果が信用できない。
- ・ 自分の家・建物は大丈夫だと思っている。（地震は来ないと思っている。）
- ・ 誰に頼んでいいかわからない。
- ・ 改修工事にはトラブルが多いと聞いている。
- ・ 改修に伴い、増改築を行う場合、現行基準に適合させることが要求される。
- ・ 大規模な建物では、関係者の調整が複雑。
- ・ 家族構成や生活形態などを理由に、耐震補強に踏み切れない。

2 役割分担の考え方

これまで、神戸町では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきた。地震による被害を最小限にとどめるためには、町民、事業者、町及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

町民、事業者、町及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

（１）町民・事業者の役割

町民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める。

町民及び事業者は、所有する特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

（２）町・県の役割

町及び県は、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発を努める。特に町にあたっては、普及啓発重点地区の設定や地域特性に応じた過去の災害情報の提供など、地域の実情に応じた有効的な普及に努める。

町及び県は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。

県は、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

町及び県は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講じるよう努める。

3 実施する事業の方針

(1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性の啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

(2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることで、早期の復旧・復興に寄与することや避難路が確保されることから、建築物が個人財産であることや神戸町の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果耐震性が不十分であると判明した建築物については、耐震性を満たすような耐震改修を促進する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命及び財産を保護するため、全ての既存耐震不適合建築物について、耐震改修等により地震に対する安全性の向上を図ることを目的とするが、特に以下の地域、建築物については、重点的に耐震化を図ることとする。

(1) 重点的に耐震化を図る地域

県内では、南海トラフ地震又は内陸直下地震による多くの被害が想定されていること、さらに想定される地震の他にも県内には活断層が無数に存在すると考えられていることから、神戸町内全域を、重点的に耐震化を図る地域とする。

さらに、旧基準建築物が密集している地域や被災時に孤立する可能性がある集落、緊急輸送道路沿道、地域の地震発生確率や地盤特性などを考慮し、耐震改修促進計画においてより重点的に耐震化を図る地域を定めることとし、適宜、耐震化の進捗状況に応じその地域を見直すこととする。

(2) 重点的に耐震化を図る建築物

住宅については、旧基準建築物の木造住宅の過去の地震における被害状況、新基準建築物の構造種別に応じた法改正、告示基準の制定等を踏まえ、平成19年6月20日施行「改正建築準法」の適用を受けていない全ての住宅を「重点的に耐震化を図る建築物」とし、このうち旧基準建築物に該当する木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

表2-2で示した、1号特定建築物については多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、2号特定建築物については危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、3号特定建築物については倒壊した場合道

路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから全ての特定建築物を「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

このうち、庁舎などの防災拠点施設、避難所に指定されている施設、要介護や児童などの災害時要援護者となる可能性がある者の利用する施設、不特定多数の者が利用する施設については、発災時の人的被害の可能性及び応急活動への影響を考慮して「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

特定建築物に該当しない町有建築物についても、町民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

5 「命」を守るための多様な取組みの推進

住宅の耐震化は、現在の建築基準法で想定する大地震（極めて稀に発生する大地震）により建物が倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は非常に重要である。

しかしながら旧基準木造住宅所有者の中には、その家族構成や生活形態あるいは経済的理由など、様々な理由により耐震化を実施できない者もあり、これらの所有者に対しては、住宅の損傷防止だけでなく人命を守るという視点から、将来的な耐震化を前提に、部分的に損傷はするものの建物全体としては倒壊しない性能が確保されるといった簡易補強を推進することも必要である。

また、町民の多様な価値観やライフスタイルなどに対応し、町民の命を守る視点から、耐震シェルターなど、簡易補強以外の建築物に関する新たな耐震補助について実施する。

第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

(1) 神戸町建築物等耐震化促進事業

神戸町建築物等耐震化促進事業の概要 ※1

平成19年度から、全ての建築物における耐震診断に対する補助及び旧基準建築物の特定建築物における耐震補強工事に対する補助を県と協働で実施している。

また、平成21年度より、木造住宅耐震診断を町による無料の相談士の派遣事業に移行し、国及び県と協働で実施する。

これまでの事業の概要及び補助の状況は表4-1と表4-2のとおりである。

表4-1 神戸町建築物等耐震化促進事業の概要※1

区分	事業名	対象建築物	補助対象 限度額	補助率※2		
				国	県	町
木 造 住 宅	耐震 診断	木造住宅耐震診断事業※6 昭和56年以前に建築された木造住宅 (重点的に耐震化を図る建築物)	82,500円※9	1/2	1/4	1/4
	補強 工事	木造住宅に係る住宅耐震 補強工事※7 耐震診断の結果、「倒壊のおそれがある」とされた昭和56年以前に建築された木造住宅 (より重点的に耐震化を図る建築物)	2,000千円※8	※3 2/10	2.5/10	2.5/10
建 築 物 等	耐震 診断	建築物耐震診断事業 木造住宅以外の全ての建築物 (重点的に耐震化を図る建築物)	1,500千円※5	1/3	1/6	1/6
	補強 工事	災害時に重要な機能を果たす建築物 災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物 ※4 (より重点的に耐震化を図る建築物)	51,200円 *0.23 *延べ面積	1/3	1/6	1/6
		緊急輸送道路沿道の建築物	51,200円 *延べ面積	1/3	1/6	1/6

※1 実施主体は市町村とし、県はその費用の一部を間接補助。表4-1に掲げるメニューを実施。

※2 補助率は上限である。

※3 県において社会資本整備総合交付金における効果促進事業として実施可能な場合に限る。

※4 国の補助要綱に適合するもののみを対象とし、耐促法における特定建築物とは異なる。

※5 一戸建ての住宅のみ補助対象限度額 136 千円。

※6 平成21年度から無料化に伴い補助対象限度額及び補助率を変更。

※7 平成24年度から一部条件付きで簡易補強工事を補助対象に追加。

※8 令和7年度より国補助金増額。

※9 令和7年度より増額。

表4-2 耐震化に係る補助の状況

(単位：件)

年度 補助事業の種類	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
木造住宅耐震診断補助事業	10	13	8	8	4	2	6	4	10
木造住宅耐震補強工事費補助	0	2	3	2	1	3	1	1	0
建築物耐震診断事業費補助		1	2	1	1	1	1	1	0
分譲マンション耐震補強工事補助	—※1	—	—	—	—	—	—	—	—
特定建築物耐震補強工事費補助	0	0	0	0	0	0	0	0	0

年度 補助事業の種類	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
木造住宅耐震診断補助事業	13	8	8	4	2	6	4	4	8	8
木造住宅耐震補強工事費補助	2	3	2	1	3	1	1	1	3	2
建築物耐震診断事業費補助	1	2	1	1	1	1	1	1	2	1
分譲マンション耐震補強工事補助			—	—	—	—	—			
特定建築物耐震補強工事費補助	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

年度 補助事業の種類	R3	R4	R5	R6	R7
木造住宅耐震診断補助事業	4	2	6	4	4
木造住宅耐震補強工事費補助	1	3	1	1	1
建築物耐震診断事業費補助	1	1	1	1	1
分譲マンション耐震補強工事補助	—	—	—	—	—
特定建築物耐震補強工事費補助	0	0	0	0	0

※1 「—」は未実施

町民要望に対する的確な対応

東日本大震災以降、町民の地震対策への関心は高まっており、この機を逃さず建築物の耐震化につなげることが重要である。耐震診断や耐震補強などの耐震化に係る経済的負担を軽減するための補助金については、町民の要望に対して不足にならないよう的確な対応に努める。

補助事業の活用促進を図るための取組み

建築物の耐震化補助制度については、その積極的な活用が図られ、耐震化の一層の促進に資するよう、耐震化の進捗状況、所有者・地域の特性、県・町の財政状況などを総合的に勘案して、必要に応じ制度の見直しを行う。

(2) 町内会等との連携

地震防災対策では、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方が重要である。町内会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検、避難経路沿道の建築物の状態確認など液状化を含む過去の地震被害の伝承や耐震化の啓発活動

を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家の派遣や自主防災組織の育成、NPOとの連携等幅広い取り組みが必要である。

県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、町はこのような地域の取り組みを支援する施策を講じる。

2 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及啓発に積極的に取り組む。

(1) 相談体制の整備

- ・岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるため、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」として、県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用する。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う窓口において閲覧しており、さらに、相談士の制度について無料相談会等で周知を図っている。

- ・建築相談窓口

建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体においても建築相談窓口として神戸町民の相談に応じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、町民の相談に積極的に応じてもらえるよう働きかける。

- ・木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

町等が開催する各種催事において、耐震化の普及啓発、各種相談に対応するため、県からの専門家の派遣により、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催する。

(2) 情報提供の充実

- ・パンフレットの作成・配布

町は、町民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により建築物の耐震化について町民への普及啓発に取り組んできた。今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、住宅設備の更新や、バリアフリーリフォーム（高齢者向け住宅改修）等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等と合わせて耐震改修が行われるよう普及啓発を図る。

- ・各種広報媒体を活用した周知

町広報、自治会回覧板を活用し、広く町民に対し制度の周知、耐震化の普及啓発を実施する。

- ・市町村等主催の説明会の開催

自治会単位等で開催される説明会、講習会等に県から講師を派遣してもらい、耐震化に係る情報提供を行う。

- ・耐震啓発ローラー作戦の実施

平成21年度から木造住宅の耐震診断費用の無料化や補強工事への支援の要件緩和など、より活用しやすい補助制度とするための見直しを行なったが耐震促進事業の活用実績は十分とはいえない。

このため、主に旧基準木造住宅が密集する地域などを対象に、木造住宅の耐震化促進に資するよう、戸別訪問による耐震化の重要性・緊急性の周知と地域ぐるみの地震対策につながるよう地域の実情に応じたきめ細やかな普及啓発を行う。

- 普及啓発重点地区の選定

近い将来発生が予測されている南海トラフ巨大地震による被害の軽減を図るためには、限られた時間の中で効率的に建築物の耐震化を促進する必要がある。

このため、町においては旧基準建築物の密集地や被災時に孤立する可能性のある集落、緊急輸送道路沿道、地震発生確率や地盤特性など地域の特性を考慮した普及啓発重点地区の選定を行う。

- 防災教育との連携

建築物の耐震化の重要性について幅広い世代へ周知を行うため、教育部局と連携を図り、学校における防災教育の一環としての耐震化に関する「出前授業」を実施する。

- 地震ハザードマップの作成及び公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、町民にとって理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の提示が有効である。

このようなマップを活用することで、地震対策の推進に寄与することから、地震による揺れやすさのわかる地震ハザードマップを作成し、公表している。

- 耐震化済建築物の表示制度の導入

旧基準木造住宅のうち耐震改修を行った住宅について、耐震改修済みであることを対外的に周知することにより、耐震化未実施の住宅所有者に対する意識の向上が期待できることから、耐震改修済みである旨の表示制度の導入を図る。

また、特定建築物についても同様の効果が期待できることから、全国耐震ネットワーク委員会及び（財）日本建築防災協会・国土交通大臣指定耐震改修支援センターにおいて実施している耐震マーク表示制度の活用を含め、耐震改修済みである旨の表示制度の導入について検討を行う。

3 地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策、天井の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、家具の転倒防止対策の必要性が指摘されている。

このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

また、防災拠点施設については被災時においても建物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策と共に電気設備や給排水設備などの機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実などについて、施設所有者に対し普及啓発を行う。

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

1 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るためには効果的な指導を行っていく必要がある。

そのため、所管行政庁である県と十分連絡調整を行い、連携を図りながら法に基づき、以下のとおり指導・助言、あるいは耐震診断の結果の公表、指導内容の公表を行う。

（１）要緊急安全確認大規模建築物（法附則第３条該当）

報告された耐震診断の結果については、県 HP 等により平成 29 年 3 月 28 日に公表を行った。今後は、耐震診断の結果、耐震性が不十分な建物の所有者に対して、耐震改修を行うよう指導・助言を行う。

（２）要安全確認計画記載建築物（法第 7 条該当）

要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果について、所管行政庁が定める期日までに所管行政庁へ報告しなければならないが、適正な報告がなされない場合にあっては、報告を促し、なお、報告しない場合にあっては、所有者に対し耐震診断結果の報告を行うべきことを命じ、必要に応じてその旨を県 HP 等により公表を行う。

報告された耐震診断の結果については、県 HP 等により、公表を行うとともに、耐震診断の結果、耐震性が不十分な建物の所有者に対して、耐震改修を行うよう指導・助言を行う。

（３）特定既存耐震不適格建築物（法第 14 条、第 15 条該当）

法第 14 条第 1 項各号に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、必要に応じて技術指針等を勘案して指導・助言を行う。

法第 15 条第 2 項に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、必要に応じて指示を行い、指示をしたにも関わらず、正当な理由がなく、指示に従わなかった場合は、その旨を県 HP 等により公表を行う。

（４）既存耐震不適格建築物（法第 16 条該当）

上記（１）～（３）以外の耐震不適格建築物に対しては、必要に応じて指導・助言を行う。

表 5－1 指導等規制対象一覧

	耐震診断				耐震改修		
	所有者	所管行政庁			所有者	所管行政庁	
		指導 助言	指示 公表	報告命令 結果公表		指導 助言	指示 公表
要緊急安全確認大規模建築物	義務	/	/	○	努力義務 (※ 2)	○	○
要安全確認計画記載建築物		/	/	○		○	○
特定既存耐震不適格建築物	努力義務	○	○ (※ 1)	/		○	○ (※ 1)
既存耐震不適格建築物		○	/	/	努力義務 (※ 3)	○	/

※ 1 地震に対する安全性向上が特に必要な一定の用途及び規模以上のものに限る

※ 2 地震に対する安全性の向上を図る必要があるとき

※ 3 必要に応じて

表5-2 用途別指導・規制対象一覧

用 途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
多 数 の 者 が 利 用 す る 建 築 物	学 校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積含む。	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積含む。
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
	病院、診療所			
	劇場、観覧場、映画館、演芸場			
	集会場、公会堂			
	展示場			
	卸売市場			
	百貨店、マーケットその他の物品 販売業を営む店舗		階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
	ホテル、旅館			
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、 寄宿舎、下宿			
	事務所			
	老人ホーム、老人短期入所施設、福 祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、 身体障害者福祉センターその他こ れらに類するもの			
	幼稚園、幼保連携型認定こども園 又は保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 750 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
	博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
	遊技場			
	公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他こ れらに類するもの			
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その 他これらに類するサービス業を営 む店舗			
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場 の用途に供する建築物を除く）			
	車両の停車場又は船舶若しくは航 空機の発着場を構成する建築物で 旅客の乗降又は待合の用に供する もの			
	自動車車庫その他の自動車又は自 転車の停留又は駐車のための施設			
	保健所、税務署その他これらに類 する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供 する建築物	政令で定める数量以上の危険物 を貯蔵、処理する全ての建 築物	500 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上 (敷地境界線から一定距離以 内に存する建築物に限る)	
通行障害建築物	県及び市町村の耐震改修促進 計画で指定する緊急輸送道路 等の道路に接する通行障害既 存耐震不適格建築物	左に同じ	要 安 全 確 認 計 画 記 載 建 築 物	法第5条第3項第2号及び同 法第6条第3項第1号に定め る道路に接する通行障害既存 耐震不適格建築物
公益上必要な建築物 （防災拠点建築物）				法第5条第3項第1号に定め る建築物

要
緊
急
安
全
確
認
大
規
模
建
築
物要
安
全
確
認
計
画
記
載
建
築
物

表5－3 緊急輸送道路

隣県、県内各地域を繋ぐ特に主要な緊急輸送道路として、法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

<平成29年4月1日指定>

道路名	起 点		終 点	
	市町村地先	交差路線等	市町村地先	交差路線等
国道19号	多治見市富士見町	愛知県境	中津川市山口	長野県境
国道21号	土岐市泉寺田町	国道19号交差点	不破郡関ヶ原町今須	滋賀県境
国道22号	羽島郡笠松町円城寺	愛知県境	羽島郡岐南町八剣	国道21号交差点
国道41号	可児市東帷子	愛知県境	飛騨市神岡町谷	富山県境
国道258号	大垣市楽田町	国道21号交差点	海津市南濃町境	三重県境



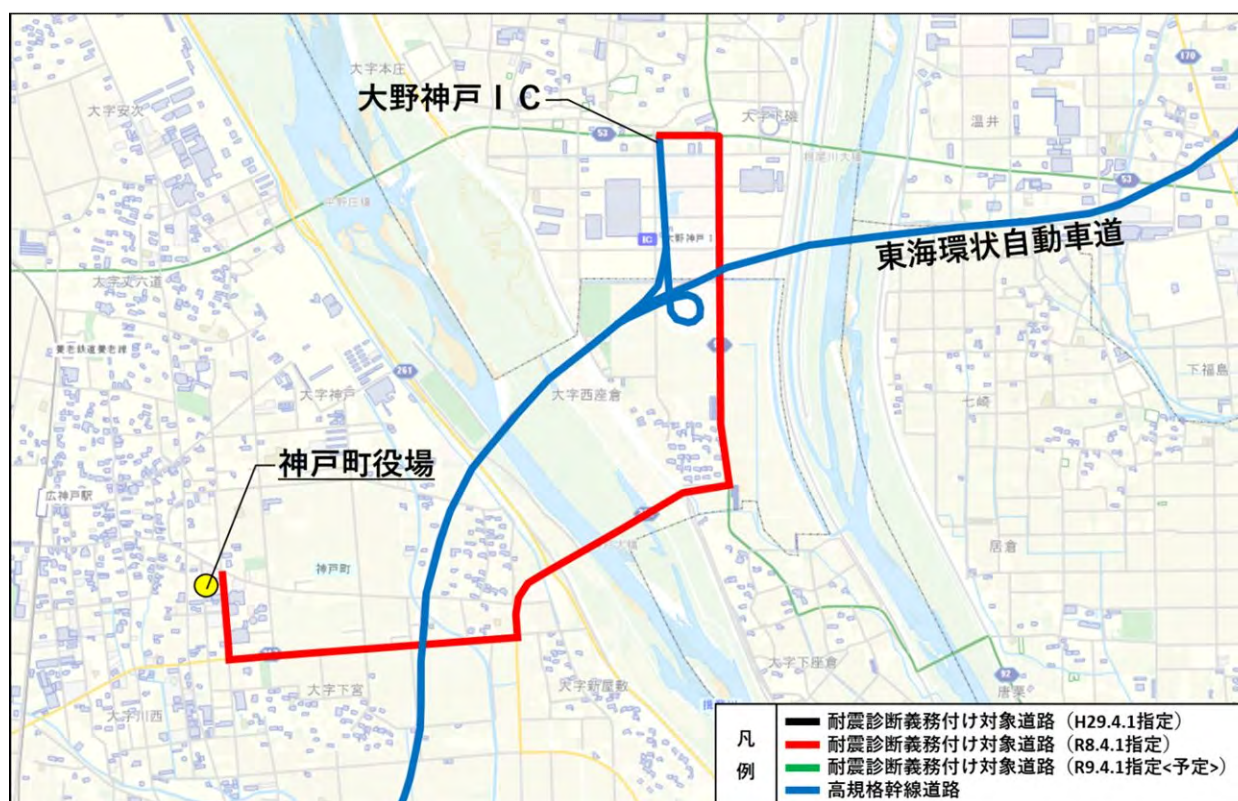
上記指定道路又は高規格幹線道路のインターチェンジ等から、各地域の防災拠点施設を繋ぐ緊急輸送道路等として法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

＜令和8年4月1日指定＞

神戸町役場	【起点】東海環状自動車道（大野神戸 IC） ↓ 主要地方道岐阜関ヶ原線（～下磯交差点） ↓ 主要地方道岐阜巣南大野線（～神戸大橋） ↓ 県道大垣大野線（～福井交差点） ↓ 県道赤坂神戸線（～下宮交差点） ↓ 神戸町道神戸 74 号線 【終点】神戸町役場
-------	---

参考図_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1
防災拠点施設 : 神戸町役場



第6 建築物の耐震化の推進に関する事項

1 計画の推進体制

所管行政庁、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物安全安心推進協議会」を活用し、耐震化への取組みの情報交換等による連携を行い、建築物の耐震化を推進する。